

「主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等」の一部改正（案）に対するコメント及びそれに対する金融庁の考え方

	該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出者
1	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-1(1) (中小・地域) Ⅱ-3-2-1-1(1)	顧客への説明態勢に係る銀行法第 13 条の 3 (銀行の業務に係る禁止行為) は与信取引に限定されるものではなく、また、誤認させるおそれがあることを告げる行為は金融商品の販売勧誘の際に行われることが多いのではないかと。	ご指摘のとおり、銀行法第 13 条の 3 に規定する「銀行の業務に係る禁止行為」は、与信取引に限定されるものではなく、銀行業務広範に適用されるものです。今回の改正において、「与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能」に、銀行法第 13 条の 3 及び銀行法施行規則第 14 条の 11 の 3 の規定内容を追加記載したことにより、「Ⅲ-3-3-2-3 (2) (中小・地域はⅡ-3-2-5-3) (預金・リスク商品等の販売・説明態勢及び相談・苦情処理機能の監督手法・対応)」においても、「Ⅲ-3-3-1-1(1) (中小・地域はⅡ-3-2-1-1(1)) の法令の趣旨に反し」との引用規定があるため、同様の趣旨が適用されることとなります。	個人
2	(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2 (1) 柱書 (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2 (3) 柱書	第 1 行目の「施行規則第 13 条の 3」の後に「並びに法第 13 条の 3 及び施行規則第 14 条の 11 の 3」を挿入し、また、第 3 行目の「説明を適切に行う」の「う」を「い」に修正するとともに、後に「、また、重要な事項を告げる」を挿入するのが適当と思料いたします。 (1) ①のイ及びロに記載の説明事項は、規則 13 条の 3 の第 4 号のイ及びロに該当する（第 5 号は「満期時に全額返還される保証のない商品」であるため）ものと整理されていると思料いたします。もっとも、ご高承のとおり、同号は「顧客等の求めに応じた説明」を義務付けるものであることから、求めの有無にかかわらず当該事項の説明を求めている（と思われる）今回改正の趣旨を完全には充たさないと考えます。これに対しまして、規則第 14 条の 11 の 3 第 1 号前段の「顧客の知識、	銀行法施行規則第 13 条の 3 第 1 項第 4 号において、預金者等に対する説明は、「預金者等の求めに応じた説明及びその交付」と規定されていますが、仕組預金の商品性が複雑であること等を踏まえると、必ずしも預金者等の求めがない場合であっても、顧客の知識、経験及び財産の状況等から見て問題ない場合を除き、イ及びロのような事項について、書面を交付して説明する必要があると考えます。ご指摘の趣旨を踏まえ、「預金者等の求めの有無にかかわらず」書面による説明が必要となる旨を明記する等の修正をいたしました。	個人

		<p>経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について「告知」の義務は、かかる求めの有無を問わないものと理解しております。そこで、上記説明事項が「重要な事項」にも該当することを前提として、上記意見のような挿入等を行うことが適当ではないかと考えます。</p> <p>なお、デリバティブ預金に限らず、顧客説明が適切かつ十分に行われる態勢の強化のためにも、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-3-3-2(2)と同様に、「重要な事項」の内容につき具体的な指針等が示されることを強く期待いたします。</p>		
3	<p>(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2 (1)① (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2 (3)①</p>	<p>「顧客の知識、経験及び財産の状況等から見て問題がない場合を除き」とあるのは、適合性に問題がある場合を前提としており、金融商品取引法等の規定と矛盾しないのか。銀行が「必ず、適合性の確認を十分行っており、このような状況は発生しない」と言えば、イ、ロ、に例示されたような説明は不要ということになるのではないかと考えます。</p>	<p>現状、イ、ロのような書面による説明が必要であるか否かは、顧客の知識、経験及び財産の状況等から個別に判断されるものと考えます。</p> <p>ただし、金融商品取引法の施行後、仕組預金は「特定預金等」として、金融商品取引法の「契約締結前の書面の交付」の規定が準用される（銀行法第13条の4）ことから、今後の内閣府令の改正内容等を踏まえ、必要に応じて監督指針の改正を検討します。</p>	個人
4	<p>(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2 (1)① (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2 (3)①</p>	<p>「顧客の知識、経験及び財産の状況等から見て問題がない場合」とは金融商品取引法第2条第31項に規定されている「特定投資家」と同一の範囲を想定しているものなのか、それとも、当該「特定投資家」よりも広いもしくは狭い範囲を想定しているものなのか、もしくは、金融商品取引法上の「特定投資家」とは別に各金融機関ごとに独自に規定する区分によって対応するという点で足りるのか、定義を明確にしていきたい。</p>	<p>上記3の回答をご参照ください。</p>	新生銀行
5	<p>(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2</p>	<p>ここでいう「デリバティブ取引を併せてみれば元本保証がないこと」とは、銀行法施行規則第1</p>	<p>今回の監督指針改正における書面交付義務については、デリバティブ取引を組み込んだ預金商品全般を対象としていますので、満期時に返還</p>	新生銀行

	(1)① (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2 (3)①	3条の3第1項第5号を想定しているものと思われるが、この直下に今回「特に・・・」以下が追加されている。 そうすると、今回の追加部分は、「預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品」に限定されているかのようにも見受けられる。 しかしながら、本件趣旨としては、満期時に全額返還されることが保証されている商品も含めていたと思われることから、その点は明確にされたい。	されることが保証されている商品であっても、中途解約時に元本割れの可能性があれば対象に含まれます。	
6	(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2 (1)① (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2 (3)①	「書面を交付して説明することとしているか」について、この「書面」は、銀行法施行規則第13条の3第1項第4号に定める書面のこととの理解でよいか。	そのような理解で結構です。	全国銀行協会
7	(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2 (1)① (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2 (3)①	「書面を交付して」とあるが、インターネット取引においては、取引画面上に表示を行い、当該表示を閲覧し、内容を理解した旨顧客にチェックしてもらうことで足りると考えてよいか。	インターネットを介した書面交付も認められます。ただし、「書面」とは銀行法施行規則第13条の3第1項第4号に定める書面をいうことから、インターネットを介して説明する場合には、商品情報を電磁的方法により提供する際の所定の手続（銀行法施行規則第13条の3第2項等）に従うこととなります。	新生銀行
8	(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2 (1)① (中小・地域)	今回提出された「主要行等向けの総合的な監督指針」改正案の7ページ中段に記載されている、「特に顧客の知識、経験及び財産の状況等から見て問題がない場合を除き、以下の事項について、書面	上記7の回答をご参照ください。	イーバンク銀行

<p>II-3-2-5-2 (3)①</p>	<p>を交付して説明することとしているか」とある部分の「書面の交付」についてお伺いしたい。</p> <p>弊行はデリバティブ取引を併せてみれば元本保証のない預金商品の販売を行っており、上記事項の適用対象であるが、全商品をネットを通して販売しており、対面営業は行っていない。そのため、個別商品の持つリスクについては、顧客の誤解を受けることのないよう、相当の注意を払って表示内容を定め、ウェブ画面上にて十分な説明をしているとの認識である。加えて、実際に顧客が当該預金に預入を行う際には、取引画面上においても中途解約時の元本割れの可能性を説明し、顧客がそれに同意したことを示す箇所にチェックしなければ預入ができない形式にしている。</p> <p>平成18年5月17日付「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）に対するパブリックコメントの結果について」の31ページによると、「書面」とは必ずしも紙ベースでなくてもよく、また、「書面の交付その他の適切な方法」として、インターネットを介した説明も認められるとのことであり、この回答に基づくと、「書面の交付」を要求している場合でも、ウェブ画面上で適切な説明を行っていれば「書面の交付」に代替できると読み取れる。</p> <p>これらを踏まえて考えると、上記の指針にて「書面の交付」として要求している趣旨は、「リスクを持つ商品について顧客に十分な説明をする」ということであり、その趣旨を満たすことができれば、</p>		
----------------------------	--	--	--

		紙にせよ電子媒体にせよ、書面を作成しそれを顧客に交付することは必ずしも要しない。逆に言えば、画面上にて十分な説明をすることにより、これをもって要求事項である「書面の交付」に代替できると考えているが、このような解釈で問題はないか。		
9	(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2 (1)① (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2 (3)①	「書面を交付して」とあるが、テレフォンバンキング取引においては、書面を事前に顧客宛送付し、当該書面に基づいて説明し理解を得ることで取引を行うことでよいか。それとも、書面の交付までは必要なく、その内容を口頭で説明、もしくはインターネット上に掲示した内容を閲覧してもらうことで、理解を得るということでもよいのか。	仕組預金をテレフォンバンキングで販売する場合には、「書面を事前に顧客宛送付し、当該書面に基づいて説明し理解を得る」との手续が必要であり、書面交付を行うことなく、口頭のみで説明を行う手続では不十分と考えます。 なお、「インターネット上に掲示した内容を閲覧してもらう」との手続によることも可能ですが、その場合には、商品情報を電磁的方法により提供する際の所定の手続（銀行法施行規則第13条の3第2項等）に従うこととなります。	新生銀行
10	(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2 (1)① (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2 (3)①	平成17年10月28日公表の『「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定について』中の「コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方」において、融資取引において、『「解約精算金の計算方法（説明時の経済情勢において合理的と考えられる前提での解約精算金の試算額を含む。）』の具体的な内容は、計算式を明示する方法のみではなく、「マーケットの相場環境によるものといった内容」でもよいか。（細かすぎるものはかえって当事者の誤解を招くと考える。）』とのコメントに対して、「書面による解約精算金の計算方法に係る具体的な説明内容は、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえて十分かつ分かりやすいものであれば適切なものと考えますが、その書面の中には、説明時の経済情勢において合理的に試算した解約	そのような理解で結構です。	新生銀行

		精算金の金額が含まれる必要があります。」と金融庁の考え方が述べられていますが、本件についても同様の理解でよいか。		
11	(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2 (1)① (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2 (3)①	中途解約時の解約精算金の計算方法の明示について、解約金の計算方法について要求されるレベル感をお示しいただきたい。	必ずしも解約精算金の数学的な計算式を説明する必要はありません。 ただし、解約精算金の水準がどのような指標（例えば、金利、通貨の価格、預金の残存期間等）によって決定されるのか、また、当該指標がどのように変動した場合に解約精算金が高くなるのかなど、計算方法の考え方を説明する必要があります。 また、預金者等がどの程度の解約精算金が発生し得るのか予測できるように説明する必要があります。このため、解約精算金については、その水準に影響を及ぼす指標について説明時の経済情勢から合理的と考えられる一定の仮定をおいて、試算額を例示することが必要となります。	全国銀行協会
12	(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2 (1)① (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2 (3)①	顧客への交付書面に記載すべき「解約精算金の計算方法」は、どの程度のレベルが要求されるのか。	上記11の回答をご参照ください。	第二地方銀行協会
13	(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2 (1)① (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2 (3)①	ここでいう「計算方法」とは必ずしも「計算式」を意味するものではなく、構成要素の定性的な説明であっても、顧客にとって十分かつ分かりやすいものであって、説明時の経済情勢において合理的に試算した解約精算金の金額が含まれていれば足りると考えてよいか。	上記11の回答をご参照ください。	新生銀行
14	(主要行等)	「解約精算金の計算方法」とはどのような程度	上記11の回答をご参照ください。	個人

	<p>Ⅲ-3-3-2-2 (1)① (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2 (3)①</p>	<p>のものをいうのか。デリバティブ取引の解約精算金とは、デリバティブ取引の再構築コストであり、プライシングそのものということになってしまう。プライシングのための数学的な複雑な計算式の表示をさせることが、顧客保護につながるとは思えず、貴庁の意図とはでないと思料するので、貴庁の期待する説明の程度がどのようなものかをもう少し具体的に記載していただきたい。例えば、「預金金利と中途解約時の残存期間に対応する市場金利との差、預入期間延長権の価値、預入からの経過利息等を要素として決定されます。」といった一般的な説明で足りるのか。</p>		
15	<p>(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2 (1)① (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2 (3)①</p>	<p>中途解約時の解約精算金の計算方法の教示については、必ずしも高度な数式を用いた「計算式」を明示するのではなく、反対取引に基づき算出する等「考え方」を説明するという理解でよいか。</p>	<p>上記 11 の回答をご参照ください。</p>	<p>全国銀行協会</p>
16	<p>(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2 (1)① (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2 (3)①</p>	<p>「中途解約時に、デリバティブ取引の解約精算金によって元本割れの可能性がある場合には、その解約精算金の計算方法（説明時の経済情勢において合理的と考えられる前提での解約精算金の試算額を含む。）」となっているが、実務上の対応が困難なため、再検討を含めた配慮をお願いしたい。</p>	<p>上記 11 の回答をご参照ください。</p>	<p>全国銀行協会</p>

17	(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2 (1)① (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2 (3)①	「解約精算金の試算額」については、前提条件によって様々な提示方法が考えられるが、「説明時の経済情勢において合理的と考えられる前提」を1つ示すことで足りるのか。もしくは、経済情勢の変化の可能性も踏まえて複数説明する必要があるのか。	必ずしも「解約精算金の試算額」を複数提示することを求めるものではありませんが、経済情勢がどのように変動した場合に解約精算金が高くなるのかなど、計算方法の考え方と併せて説明すること等によって、預金者等がどの程度の解約精算金が発生し得るのか予測できるように説明する必要があります。	新生銀行
18	(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2 (1)① (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2 (3)①	「解約精算金の試算額」とは、必ずしも金額でなくとも、ある一定の前提条件のもとで算出した結果として、元本に対する損害金の比率の概数で表示(例えば、元本の〇%程度等)することでも足りると考えてよいか。	元本に対する損害金の比率の概数で試算額を表示することも可能ですが、経済情勢がどのように変動した場合に解約精算金が高くなるのかなど、計算方法の考え方と併せて説明すること等によって、預金者等がどの程度の解約精算金が発生し得るのか予測できるように説明する必要があります。	新生銀行
19	(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2 (1)① (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2 (3)①	顧客への説明事項として「満期日や払戻時の通貨等を選択できる権利を銀行が有している場合には、権利行使によって預金者が不利となる可能性があること」とあるが、「不利となる可能性」として説明しなくても、具体的に権利行使した場合の状況(例：満期日が繰上がる等)を説明すればよいとの理解でよいか。	権利行使した場合の状況だけでなく、その場合に予想される預金者等のデメリットを説明する必要があります。例えば、満期日を延長する特約が付されている預金商品の場合には、満期日が延長されることだけでなく、延長時に金利上昇メリットを享受できない可能性があること等を説明する必要があります。	全国銀行協会
20	(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2 (1)① (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2 (3)①	「満期日や払戻時の通貨等を選択できる権利を銀行が有している場合には、権利行使によって預金者等が不利となる可能性」については、当該権利行使の時点だけを取ってみれば、「預金者等が不利となる可能性」も想定されうるが、預入期間全体を見た場合には、必ずしも「預金者等が不利」とは言い切れない状況も十分にありうる。その場合であっても、当該権利行使の時点のみについて	そのような理解で結構です。	新生銀行

		「預金者等が不利となる可能性」を説明する必要があるという理解でよいか。		
21	(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2 (1)① (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2 (3)①	銀行が当該商品の中途解約は認めないこととしており、預金者の債務不履行等による相殺や、預金者の破産、死亡といったごく例外的な場合にのみ認めることを取引規定に明記している場合は、中途解約を前提にした損失の発生に関する説明は自己矛盾であり、不要と考える。少なくとも、イに例示されているような詳しい説明は不要ではないか。	預金約款等において、原則として中途解約を認めないこととしていても、金融機関が例外的に中途解約に応じ、かつ、その際に元本割れが生じる可能性があるかぎり、解約精算金について詳細な説明を行う必要があります。	個人
22	(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2 (1)① (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2 (3)①	満期日や払戻時の通貨等について、一定の指標(株価指数、為替レート等)に基づいて決定される商品の場合、「満期日や払戻時の通貨等を選択できる権利を銀行が有している」とは必ずしも言えないケースも想定される。 そのような預金商品については、商品内容を十分に説明することは当然のこととして、銀行の「権利行使によって預金者等が不利となる可能性があること」には該当せず、その1点に限れば、当該説明も行い得ないと考えてよいか。	通貨オプションを組み込んだ仕組預金の場合で、払戻通貨が満期時点における為替レート水準によって決定されるため、必ずしも銀行が任意で選択権を行使できるとは言えない預金商品等を想定したご質問と思われませんが、このような場合であっても、例えば外貨での受取りとなった払戻金を円貨に交換する場合の為替差損など、預金者が任意で払戻通貨を選択できないことによって、不利となる可能性があることを説明する必要があります。	新生銀行
23	(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2 (1)① (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2 (3)①	なお書き以下の「デリバティブ取引を組み込んだ預金商品に係る提携契約等に基づき、提携金融機関に対して販売・説明態勢に係る助言等を行う場合にも、当該預金商品のリスクや商品性等に関する情報を適切に提供する必要がある」については、もしそのような契約を締結しているのであれば、当該契約に基づき適切に対応することは当然のことと理解しておりますが、あえて監督指針で触れられることの趣旨をお示しください。	仕組預金の販売については、これを自ら組成して販売するのではなく、仕組預金に係る提携契約等に基づき、他の金融機関から販売・説明態勢に係る助言等を受けて販売する場合があります。 このような場合、助言等を行う金融機関の誤った情報提供等に起因して、仕組預金を預金者等へ販売する金融機関において、不適切な顧客説明が行われることを防止する観点から、今回の監督指針改正の中で監督上の着眼点を明記したものです。 なお、仕組預金以外の預金商品であっても、提携契約等に基づき、提携金融機関に対して販売・説明態勢に係る助言等を行う場合には、同様	新生銀行

			の取扱いが必要であることから、所要の修正をいたしました。	
24	(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2 (1)① (中小・地域) Ⅱ-3-2-5-2 (3)①	なお書きにおいて、「リスクや商品性等に関する情報を適切に提供する必要がある」とありますが、「適切に提供する」とはどのような範囲を指すのか。 少なくとも、自行において把握・認識している「当該預金商品のリスクや商品性」に関する情報を提供することで満たされるものと考えてよいか。	「適切に提供する」の範囲については、個々の提携契約等の内容に応じて異なるものと考えられますが、必ずしも、自行において把握・認識しているリスクや商品性等に限定されず、仕組預金を販売する金融機関のこれまでの業務内容や経験を勘案して、当該金融機関における適切な顧客説明が確保されるように情報が提供される必要があると考えます。	新生銀行
25	(主要行等) Ⅲ-6-2(2) ⑤二 (中小・地域) Ⅱ-3-7-2(2) ⑤二	「金融機能の維持の観点から重要な業務を、暫定的な手段により再開するまでの目標時間(当日中)は具体的に計画されているか」とあるが、今回改正案で追加された「(当日中)」との文言は削除すべきである。	インターバンク市場や銀行間決済システムを通じた大口・大量の決済の処理等の特に重要な金融決済に係る業務については、今回、「首都直下型地震対策大綱(中央防災会議 17年)」において、「地震が発生しても、必要な要員が参集し、必要に応じてバックアップへの切替を行うこと等により、重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制をとれるようにする。」とされていることや、「業務継続のための基本原則(ジョイント・フォーラム 18年)」において復旧目標時間を当日中とされていることを踏まえ、再開する目標時間を当日中とする計画を策定していただく必要があります。 以上のことを踏まえ、該当部分を以下のように修正いたします。 二. 個人に対する現金払出や送金依頼の受付、インターバンク市場や銀行間決済システムを通じた大口・大量の決済の処理等の金融機能の維持の観点から重要な業務を、暫定的な手段(手作業、バックアップセンターにおける処理等)により再開(リカバリー)するまでの目標時間は具体的に計画されているか。 <u>インターバンク市場や銀行間決済システムを通じた大口・大量の決済の処理等、特に重要な金融決済機能に係る業務については、当日中に再開する計画とされているか。</u> なお、上記の業務のほか、個人に対する現金払出や送金依頼の受付等	全国地方銀行協会

			の金融機能の維持の観点から重要な業務については、当日中を目標時間としない場合においても、目標時間を具体的に計画し、速やかに再開するように努めていただく必要があります。	
26	(主要行等) Ⅲ-6-2(2) ⑤二 (中小・地域) Ⅱ-3-7-2(2) ⑤二	「重要な業務を暫定的な手段で再開するまでの目標時間」について、個人に対する現金払出、送金依頼の受付、大口・大量の決済処理など、個別業務ごとに目標時間を定めることが求められるのか確認したい。	目標時間を具体的にどのように定めるかは、各金融機関の判断で決定していただいて差し支えありません。	全国地方銀行協会